

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく
取組み計画及び評価表
(令和2年度～令和6年度)

【令和4年度評価表・令和5年度計画】

令和5年5月

瑞浪市

瑞浪市まちづくり基本条例見出し

※黄色の枠:取組がある条

章		節		款		見出し			
第1章	総則					第1条	目的		
						第2条	定義		
						第3条	条例の位置付け		
第2章	まちづくりの基本原則					第4条	まちづくりの基本原則		
第3章	まちづくりを担う主体	第1節	市民等	第1款	市民	第5条	市民の権利		
						第6条	市民の責務		
				第2款	多様な担い手	第7条	自治会		
						第8条	まちづくり推進組織		
						第9条	子ども及び若者		
						第10条	市民活動団体		
				第2節	議会			第11条	議会の役割と責務
				第3節	行政	第1款	市長	第12条	市長の役割と責務
								第2款	執行機関
						第14条	情報		
		第15条	総合計画等						
		第16条	執行機関の組織						
		第3款	市の職員	第17条	市の職員の役割と責務				
		第4章	参加の仕組み					第18条	参加
								第19条	住民投票
第5章	実効性の確保					第20条	市民まちづくり会議の設置		
						第21条	条例の見直し		

条ごとにおける各課の取組件数一覧表(令和2年度からの計画分)

	第1条	第3条	第7条	第8条	第9条	第10条	第11条	第13条	第14条	第15条	第16条	第17条	第18条	第19条	第20条	第21条	
総務課		1						1	4		1						7
企画政策課								4	2	2	1		4				13
秘書課												2					2
税務課																	0
市民課																	0
市民協働課	1		4	4	3	3						1	1	1	1	1	20
生活安全課													1				1
稲津コミュニティセンター																	0
陶コミュニティセンター																	0
釜戸コミュニティセンター																	0
大湫コミュニティセンター																	0
日吉コミュニティセンター																	0
選挙管理委員会																	0
社会福祉課																	0
子育て支援課																	0
高齢福祉課																	0
保険年金課																	0
健康づくり課																	0
農林課																	0
商工課																	0
環境課																	0
窯業研究所																	0
クリーンセンター																	0
土木課						1											1
都市計画課						1											1
上下水道課																	0
教育総務課																	0
学校教育課					1												1
社会教育課				1	2				1								4
学校給食センター																	0
スポーツ・文化課																	0
議会事務局							1										1
消防総務課					1												1
	1	1	4	5	7	5	1	5	7	2	2	3	6	1	1	1	52

※一部取組においては、複数の条に該当するため重複計上(再掲表示)しているものがあります。

【市民協働課計上分】

- ・市民活動補償保険制度の運用 7条・8条・10条(P6/P10/P20)
- ・まちづくり活動拠点施設の活用 7条・8条・10条(P7/P11/P21)
- ・集落支援員制度の運用 7条・8条(P8/P12)
- ・夢づくり市民活動補助制度の運用 9条・10条(P15/P19)

【第9条 地域学校協働活動】

- ・社会教育課、学校教育課、市民協働課それぞれに計上 (P18)

【第10条 里親制度】

- ・土木課、都市計画課 双方に計上 10条(P22)

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第1条					
	条文見出し	目的					
	条文	この条例は、前文に掲げられた基本理念にのっとり、瑞浪市におけるまちづくりに関する原則及び仕組み、市民の権利及び責務、議会及び行政の責務等を定め、市民主体のまちづくりを推進することを目的とします。					
	取り組み	条例の周知					
	担当課	市民協働課					
D o 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	広報・PR冊子の印刷配布(子ども向け含む) 市民向け講演会の実施(5年に1度)	広報・PR冊子の印刷配布(子ども向け含む)	広報・PR冊子の印刷配布(子ども向け含む)、瑞浪市のまちづくりについての現状の説明会の開催	広報・PR冊子の印刷配布(子ども向け含む)	広報・PR冊子の印刷配布(子ども向け含む)
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	条例の理念を共有し、市民主体のまちづくりを推進するため、「まちづくり基本条例」について、広報みずなみ・ホームページによる情報発信のほか、チラシ等の配布を行うことで条例の周知を図ります。また、子どもを対象とした啓発パンフレットを活用し、条例の認知度を高めていきます。					
C h e c k 評価	取組み結果	広報・PR冊子の印刷配布	広報・PR冊子の印刷配布、瑞浪市のまちづくりについての現状の説明会の開催	各種ワークショップ、各地区まちづくり講演会での周知、広報・PR冊子の配布			
	R4年度に取り組んだ内容	各地区で開催した地域懇談会(市長と語る会)において、まちづくり基本条例のチラシの配布と基本原則等の説明を行いました。また、第7次総合計画策定に向けて行った学生ワークショップ「フューチャーセッションinみずなみ」や、自治会・まちづくり推進組織ワークショップ「みずなみ未来カフェ」においても、まちづくり基本条例の基本原則等の説明を行いました。 麗澤瑞浪中学校での、まちづくりへの提案を発表する「瑞浪市まちづくりプロジェクト発表会」において、まちづくり基本条例の趣旨・目的や、瑞浪市のまちづくりの現状についての説明会を開催しました。また、みらい創まい課においても、まちづくり基本条例についての説明を行いました。 新規採用職員の研修会、各地区の区長会、まちづくり推進組織の会議などにおいても、条例の周知に努めました。 名古屋大学大学院環境学研究科 教授の高野雅夫先生による「まちづくり基本条例の生かし方 住民主導の地域づくりをどう進めるか」と題した「まちづくり講演会」を開催し、自治会、まちづくり推進組織、議会などに対して、各地区での地域計画(地域の将来像や課題解消の具体的な取組みなどが記載される、地域ごとの計画)の必要性などを講演いただきました。その後、各地区ごとに同先生による同様の講演会&ワークショップを開催しました。 広報みずなみ11月号にまちづくり基本条例についての記事を掲載し、市民への周知に努めました。					
	R4年度における所属長の評価	広報の活用のほか、地域懇談会や第7次総合計画策定に向けた各種ワークショップを活用して、広く市民に周知をすることができました。また、麗澤瑞浪中学校での上記説明会など、域学連携事業を活用して、若年層からのまちづくりへの関心を高めることができました。今後、他校への波及も検討が必要です。また、全体でのまちづくり講演会を皮切りに、各地区ごとでも講演会を開催し、まちづくり基本条例の周知等を進めており、これまでと比べて密度の高い、周知の方法を行っていると考えます。さらに、市民の認知度が上がるよう、継続した取組みが必要です。					
	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	引き続き、広報みずなみや、各種ワークショップなどあらゆる機会を捉えて、まちづくり基本条例を周知します。また、更なる認知度向上のため、周知方法を工夫したいと考えます。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	継続的な取組みとして、広報みずなみ・市ホームページなどによる情報発信のほか、生涯学習出前講座のメニューとして掲載を続け、かつ各学校に具体的に働きかけていきます。また、各地区での地域計画を策定する支援を通して、まちづくり基本条例の周知も図っていきます。さらに、まちづくり活動へのキッカケとしてSDGS de 地方創生カードゲーム(実際に各地で行われているまちづくり活動等についての情報をもとに、仮想的にまちづくり活動を体験できるカードゲーム)を活用し、まちづくり活動の重要性及び楽しさを伝えることができるよう、カードゲームを使用したイベントの開催などについて検討していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第3条					
	条文見出し	条例の位置付け					
	条文	市は、他の条例等の制定及び改廃にあたっては、この条例の趣旨を尊重します。					
	取組み	条例等策定時のまちづくり基本条例との整合性確認					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認	審査段階で整合性確認
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	①各課等は、条例・規則・要綱を制定及び改廃するにあたり、まちづくり基本条例との整合性を確認します。 ②法令審査委員会は、法令審査委員会の審査段階で、まちづくり基本条例との整合性を確認します。					
C h e c k 評 価	取組み結果	・条例、規則等の制定及び改正において、整合性を確認した。	・条例、規則等の制定及び改正において、整合性を確認した。	・条例、規則等の制定及び改正において、整合性を確認した。			
	R4年度に取り組んだ内容	瑞浪市の全例規の制定及び改正において、まちづくり基本条例との整合を図りました。					
	R4年度における所属長の評価	例規の制定・改廃において、まちづくり基本条例との整合が図られています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特に大きな見直しや改善はありません。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、瑞浪市の全例規の制定及び改正において、まちづくり基本条例との整合を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	自治会の活動支援					
	担当課	市民協働課					
D. 行動計画	スケジュール 取組み	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	情報共有 財政運営及び人的支援	情報共有 財政運営及び人的支援	情報共有 財政運営及び人的支援	情報共有 財政運営及び人的支援	情報共有 財政運営及び人的支援
		備考					
	現況評価及び今後の方向性	<p>自治会との協働によるまちづくりを進めるため、市政協力事業交付金による財政的支援を行います。また、夢づくり地域活動支援室による人的支援を行います。</p> <p>連合自治会・各地区区長会を通じて、行政からの情報発信(自治会ハンドブック・別冊Q&A集、自治会加入パンフレット等)及び自治会からの要望など意見集約を行い、相互の連絡調整を図ります。</p>					
C check 評価		取組み結果	情報共有 財政運営及び人的支援	情報共有 財政運営及び人的支援	情報共有 財政運営及び人的支援		
	R4年度に取り組んだ内容	<p>自治会活動への支援として、「市政協力事業交付金」等による財政的支援、及び「夢づくり地域活動支援室」による人的支援を行いました。</p> <p>また、市と各地区の連絡調整及び情報交換を行うため、市連合自治会の開催(6回/年)や自治会ハンドブック及びQ&Aの配布により、各地区への情報共有を図りました。</p>					
	R4年度における所属長の評価	<p>財政的支援、人的支援の両面により、自治会活動支援が図られています。</p> <p>「自治会ハンドブック」や「Q&A集」は、自治会役員を支援する情報として有効であると考えます。</p>					
A 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	<p>自治会活動を継続したものとするため、小規模自治会の統合・再編について議論を進めていく必要があります。</p>					
P Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	<p>継続的な取組みとして、財政的支援及び人的支援を行います。また、自治会ハンドブック等の作成や、市連合自治会を通じて、市と各地区との連絡調整を行います。</p> <p>小規模自治会の統合・再編について、議論が進むよう地区への働きかけを行います。</p>					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。 ②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。 ③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。					
	取組み	市民活動補償保険制度の運用(再掲あり 第7条・第8条・第10条)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考					
現況評価及び今後の方向性	自治会、まちづくり推進組織などの市民活動に対し、安心して取り組める環境を整備するため、市民活動補償制度の運用を継続します。						
C h e c k 評 価	取組み結果	制度運用	制度運用	制度運用			
	R4年度に取り組んだ内容	制度のPRとして、各区長会での説明、広報みずなみ(6月号)、市ホームページ、自治会ハンドブックQ&Aへの掲載や、チラシの配布を行いました。さらなる公益活動の活性化に向け、R4年度からは公益的な活動へ向かう合理的な経路上での自転車による事故の損害賠償などについて補償範囲となるよう制度拡充を行いました。					
	R4年度における所属長の評価	自治会活動など市民活動中の万一の事故に対する保険として利用が図られています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	自治会の役員は毎年変更となるため、継続的な周知が必要です。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	継続的な取組みとして、各区長会での説明、広報みずなみ、市ホームページ、自治会ハンドブックQ&AによるPRを行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	まちづくり活動拠点施設の活用(再掲あり 第7条・第8条・第10条)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み 内 容	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会及びまちづくり推進組織の支援のため、夢サポ及び各コミュニティーセンターを拠点施設として運用します。 自治会及びまちづくり活動の情報発信の場として、各拠点施設を活用します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	施設運用	施設運用	施設運用		
	R4年度に取り組んだ内容	夢サポ及び各コミュニティーセンターに設置したマガジンラックや掲示ボードを活用し、各地区まちづくり推進組織が事業成果報告やイベントなどの情報発信を行いました。また、域学連携活動とまちづくり推進組織が連携したまちづくり活動についてもポスターやチラシを置いて来庁者に向けて発信しています。					
	R4年度における所属長の評価	各地区のまちづくり活動の様子などが掲示ボードでお知らせされており、来庁者が各地区のまちづくりの情報を取得できています。また、夢サポは瑞浪、土岐、明世の3地区を中心に、各種打合せ・会合に利用されており、まちづくりの拠点施設として認知されてきています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	さらなる情報発信のため、目に留まる情報発信の方法を検討します。また、印刷物に留まらず、動画などの情報発信など、夢サポや各コミュニティーセンターとの連動ができるような運用も検討します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	ホームページにて「夢サポの広場」の周知を図るとともに、引き続き事業成果報告やイベント情報など最新の情報を紹介することで、訪れる市民の方に興味・関心を持ってもらえるよう運用します。また魅力的な動画やポスター等の作成等についても各地区と協働し、効果的な発信方法を検討します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第7条					
	条文見出し	自治会					
	条文	<p>①市は、自治会を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付け、自治会から提出される意見及び提案を総合的に検討し、市政に反映させます。</p> <p>②市民及び市は、自治会の地域自治を担う重要な役割を認識し、その活動を尊重するものとします。</p> <p>③住民は、原則として自治会へ加入するものとします。</p>					
	取組み	集落支援員制度の運用(再掲あり 第7条・第8条)					
	担当課	市民協働課					
D o 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	<p>地域の実情に詳しい人材を、集落支援員として各地区(8地区)に配置しています。自治会及びまちづくり推進組織の活動を支援するとともに、地域の課題解消及び活性化につながる制度として運用していきます。</p>					
C h e c k 評価		取組み結果	制度運用	制度運用	制度運用		
	R4年度に取り組んだ内容	<p>支援員が地域のニーズに応えられるよう、スキルアップのための研修機会の提供や支援員間の情報共有を図るための連絡会を行いました。コロナ禍であったため、予定通りの開催は困難でしたが、状況に応じて、情報を提供、共有することができました。また、地域の情報発信力の向上のため、インスタグラムの活用方法についての研修や、会議のアイデア創出や合意形成をリードする役割等を担う「ファシリテーター」の技術・能力などを獲得するための研修会を開催し、集落支援員としてのスキルアップを図りました。</p>					
	R4年度における所属長の評価	<p>コロナ禍のため、集落支援員連絡会の予定通りの開催はできなかったものの、状況に応じて、情報共有を行うことができました。また、インスタグラムの活用方法や、「ファシリテーター」の技術・能力などを獲得するための研修会を開催し、集落支援員として、地域と行政との架け橋を担う、集落支援員のスキルアップが図れました。今後も継続して支援していきます。</p>					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	<p>引き続き、研修機会の確保と研修内容の充実を図ります。</p> <p>地域の将来像の共有、課題解消を図るための地域計画の策定支援の取組を通して、より地域に根差した支援員となるよう人材育成に繋げます。</p> <p>集落支援員同士の情報共有を、標記連絡会のみだけでなく、積極的により簡易な方法でも情報共有・交換ができるように促していきます。</p>					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	<p>各地域で取り組む業務内容が異なるため、適切な時期(四半期に1回程度)に情報交換の場を設けることにより課題解消に向けた取組みの参考となるように情報共有を図ります。引き続き、スキルアップ等を目的とした研修機会の提供と研修内容の充実に努めます。</p> <p>地域計画の策定にあたって、主体的な役割を担うよう促します。</p>					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第8条						
	条文見出し	まちづくり推進組織						
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のみまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>						
	取り組み	まちづくり推進組織の活動支援						
	担当課	市民協働課						
D. 行動計画	スケジュール	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		取り組み内容	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有	
		備考						
	現況評価及び今後の方向性	<p>まちづくり推進組織との協働を進めるため、夢づくり地域交付金による財政的支援を行います。</p> <p>また、職員をまちづくり支援職員として各地域に配置し、人的支援を行います。</p> <p>まちづくり推進協議会連絡会を通じて、情報の共有化を図ります。</p>						
C heck 評価		取り組み結果	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有	財政支援及び人的支援 情報共有			
		R4年度に取り組んだ内容	<p>市内8地区で夢づくり地域交付金を活用したまちづくり関連事業が合計35事業（通常事業34、ステップアップ事業1）実施されました。コロナ禍が継続しているため、コロナ禍以前の参加者数と比較して少ない参加人数とはなりましたが、多くの市民参加を得られました。</p> <p>また、9/5には、名古屋大学大学院環境学研究科 教授の高野雅夫先生による「まちづくり基本条例の生かし方 住民主導の地域づくりをどう進めるか」と題した「まちづくり講演会」を開催し、自治会、まちづくり推進組織、議会などに対して、各地区での地域計画（地域の将来像や課題解消の具体的な取組みなどが記載される、地域ごとの計画）の必要性などを講演いただきました。その後、各地区ごとに、令和5年度に「地域計画」を策定し、令和6年度からの事業に反映させることとしました。この取組を行うことにより、夢づくり地域交付金の見直しは行わないこととしました。令和4年度下半期には、各地区において、同先生による同様の講演会&ワークショップを開催しました。地域計画の策定をまちづくり推進組織が中心となり、住民主体で行っていく機運を高めることができました。</p> <p>SNSを利用した「まちづくり推進協議会連絡会」の取組みとしては、Instagramでのフォトコンテストにおいて500を超える投稿がありました。</p>					
		R4年度における所属長の評価	<p>コロナ禍であったため、活動の内容・規模の縮小はやむをえなかったものの、必要な支援に取り組むことができました。また、今後、まちづくり推進組織が中心となり住民主体で行う地域計画策定の機運を高めることができました。さらに、SNSを活用した取組の定着化とInstagramの活用者増を目指します。</p>					
A ct 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	<p>地域の将来像や課題解決への取組みを踏まえた地域計画の策定について、各地区と丁寧に連携・情報共有を図りながら支援します。</p> <p>この取組みを通して、地域の担い手育成に繋げる必要があります。</p>						
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	<p>地域の将来像や課題解決への取組みを踏まえた地域計画の策定を、令和4年度中に策定し、令和5年度から各地区の事業に反映できるよう支援します。地域住民が主体的に地域計画策定に取組み、地域の将来像や課題解消への取組みが共有できる計画となるよう支援します。</p>						

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取組み	市民活動補償保険制度の運用(再掲あり 第7条・第8条・第10条)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会、まちづくり推進組織などの市民活動に対し、安心して取り組める環境を整備するため、市民活動補償制度の運用を継続します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	制度運用	制度運用	制度運用		
	R4年度に取り組んだ内容	制度のPRとして、各区長会での説明、広報みずなみ(6月号)、市ホームページ、自治会ハンドブックQ&Aへの掲載や、チラシの配布を行いました。さらなる公益活動の活性化に向け、R4年度からは公益的な活動へ向かう合理的な経路上での自転車による事故の損害賠償などについて補償範囲となるよう制度拡充を行いました。					
	R4年度における所属長の評価	自治会活動など市民活動中の万一の事故に対する保険として利用が図られています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	自治会の役員は毎年変更となるため、継続的な周知が必要です。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	継続的な取組みとして、各区長会での説明、広報みずなみ、市ホームページ、自治会ハンドブックQ&AによるPRを行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のみまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取組み	まちづくり活動拠点施設の活用(再掲あり 第7条・第8条・第10条)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会及びまちづくり推進組織の支援のため、夢サポ及び各コミュニティーセンターを拠点施設として運用します。 自治会及びまちづくり活動の情報発信の場として、各拠点施設を活用します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	施設運用	施設運用	施設運用		
	R4年度に取り組んだ内容	夢サポ及び各コミュニティーセンターに設置したマガジンラックや掲示ボードを活用し、各地区まちづくり推進組織が事業成果報告やイベントなどの情報発信を行いました。また、域学連携活動とまちづくり推進組織が連携したまちづくり活動についてもポスターやチラシを置いて来庁者に向けて発信しています。					
	R4年度における所属長の評価	各地区のまちづくり活動の様子などが掲示ボードでお知らせされており、来庁者が各地区のまちづくりの情報を取得できています。また、夢サポは瑞浪、土岐、明世の3地区を中心に、各種打合せ・会合に利用されており、まちづくりの拠点施設として認知されてきています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	さらなる情報発信のため、目に留まる情報発信の方法を検討します。また、印刷物に留まらず、動画などの情報発信など、夢サポや各コミュニティーセンターとの連動ができるような運用も検討します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	ホームページにて「夢サポの広場」の周知を図るとともに、引き続き事業成果報告やイベント情報など最新の情報を紹介することで、訪れる市民の方に興味・関心を持ってもらえるよう運用します。また魅力的な動画やポスター等の作成等についても各地区と協働し、効果的な発信方法を検討します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取り組み	集落支援員制度の運用(再掲あり 第7条・第8条)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
	備考						
	現況評価及び今後の方向性	地域の実情に詳しい人材を、集落支援員として各地区(8地区)に配置しています。自治会及びまちづくり推進組織の活動を支援するとともに、地域の課題解消及び活性化につながる制度として運用していきます。					
C h e c k 評 価	取り組み結果	制度運用	制度運用	制度運用			
	R4年度に取り組んだ内容	支援員が地域のニーズに応えられるよう、スキルアップのための研修機会の提供や支援員間の情報共有を図るための連絡会を行いました。コロナ禍であったため、予定通りの開催は困難でしたが、状況に応じて、情報を提供、共有することができました。また、地域の情報発信力の向上のため、Instagramの活用方法についての研修や、会議のアイデア創出や合意形成をリードする役割等を担う「ファシリテーター」の技術・能力などを獲得するための研修会を開催し、集落支援員としてのスキルアップを図りました。					
	R4年度における所属長の評価	コロナ禍のため、集落支援員連絡会の予定通りの開催はできなかったものの、状況に応じて、情報共有を行うことができました。また、Instagramの活用方法や、「ファシリテーター」の技術・能力などを獲得するための研修会を開催し、集落支援員として、地域と行政との架け橋を担う、集落支援員のスキルアップが図れました。今後も継続して支援していきます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	引き続き、研修機会の確保と研修内容の充実を図ります。 地域の将来像の共有、課題解消を図るための地域計画の策定支援の取組を通して、より地域に根差した支援員となるよう人材育成に繋げます。 集落支援員同士の情報共有を、標記連絡会のみだけでなく、積極的により簡易な方法でも情報共有・交換ができるように促していきます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	各地域で取り組む業務内容が異なるため、適切な時期(四半期に1回程度)に情報交換の場を設けることにより課題解消に向けた取組みの参考となるように情報共有を図ります。引き続き、スキルアップ等を目的とした研修機会の提供と研修内容の充実に努めます。 地域計画の策定にあたって、主体的な役割を担うよう促します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第8条					
	条文見出し	まちづくり推進組織					
	条文	<p>①市は、次の表に定める各地区において、市長が認める一のみまちづくり推進組織を多様な担い手によるまちづくりの中心的な役割を果たす組織として位置付けます。</p> <p>②まちづくり推進組織は、運営ルールを明確にし、民主的な活動を行います。</p> <p>③まちづくり推進組織は、地域の住民が参加しやすいように活動を行います。</p> <p>④地域の住民は、まちづくり推進組織が地域のまちづくりにおいて果たしている役割を認識し、尊重するとともに積極的に参加します。</p> <p>⑤行政は、まちづくり推進組織がその機能及び役割を十分発揮できるよう必要な施策を講じます。</p>					
	取り組み	地区公民館指定管理者制度の運用					
	担当課	社会教育課					
D o 行動計画	スケジュール	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	地区公民館制度運用	地区公民館制度運用	地区公民館制度運用	地区公民館制度運用	地区公民館制度運用
	備考						
	現況評価及び今後の方向性	地域活動の活性化のため、地区公民館のまちづくり推進組織による指定管理者制度を推進します。					
C h e c k 評価	取り組み結果	地区公民館の制度運用	地区公民館の制度運用	地区公民館の制度運用			
	R4年度に取り組んだ内容	まちづくり推進組織による指定管理者制度導入済の5地区公民館において、地域交流や生涯学習の拠点として、コロナ禍で中断・停滞した各活動の再開・復活に取り組みました。地域住民のニーズに応じられるよう、また、地域課題の解決につながるよう、検討・工夫を重ねながら事業を展開しました。地区単位の公民館がない3地区については、瑞浪駅北複合公共施設における公民館のあり方を協議する過程において、中央公民館が果たすべき役割を検討しました。					
	R4年度における所属長の評価	地区公民館がある地区においては、地域に根付いた公民館としてまちづくり組織による管理運営の機能が発揮されていると感じます。地域学校協働活動の推進という背景も相まって、「人が集う場」と「各活動を支援する職員」の両方を兼ね備えている公民館に対する期待が一層高まる中、業務内容に見合う人員体制が確保できるよう配慮しながら、地域づくりを担う人材育成にも力を入れていく必要があると考えます。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	地区単位の公民館がない3地区においては、地区の拠点となる「身近で気軽に集うことができる場所」と「住民の活動を支援する常駐職員」を求める声もあります。拠点の存在が地区内のコミュニケーションを一層深め、地区の一体感を生み出すことを期待しての意見です。場所・人員の確保という観点から、拠点の設置の可能性について関係部署と検討を進める必要があります。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	中央公民館の今後のあり方について、駅北複合公共施設に係る協議と一体的に検討します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	<p>①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。</p> <p>②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。</p> <p>③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。</p>					
	取り組み	子ども及び若者のまちづくりへの参加促進 (青少年育成活動)					
	担当課	社会教育課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の情報提供と青少年育成団体への働きかけ
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	子ども及び若者に各地区のまちづくり推進組織、公民館及び子ども会等の活動を通じたまちづくり活動への参加を促進します。					
C h e c k 評 価	取り組み結果	公民館事業の周知と青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の工夫と周知。青少年育成団体への働きかけ	公民館事業の工夫と周知、青少年育成団体への働きかけ			
	R4年度に取り組んだ内容	各公民館において、子ども向け講座や多世代交流事業を実施しました。また、各公民館の文化祭では子どもの作品展示・発表を行った他、青少年育成市民会議の活動の一環として子ども・若者育成支援強調月間の啓発活動が行われました。文化祭において中学生ボランティアによる受付案内、作陶体験・マジック等の子どもが参加しやすい体験イベント、子ども会による企画運営イベントを実施した公民館もありました。					
	R4年度における所属長の評価	青少年育成団体、学校、公民館等が連携し、子ども及び若者が参加しやすい環境づくりやボランティアとしても活躍できる場の提供に努める必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	より多くの子ども及び若者が地域の人や多世代とふれあい、様々な体験ができる機会の提供に努めます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	青少年育成団体、学校、公民館等の連携により、子ども及び若者が参加しやすい魅力ある事業を実施するとともに、ボランティアとしても活躍できる場の確保に努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

条数		第9条					
条文見出し		子ども及び若者					
条文		<p>①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。</p> <p>②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。</p> <p>③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。</p>					
取組み		夢づくり市民活動補助制度の運用(再掲あり 第9条・第10条)					
担当課		市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
	備 考						
現況評価及び今後の方向性		市内で公益的な市民活動(まちづくり活動)を行う団体に対する支援として、市民活動補助制度の運用を継続します。					
C h e c k 評 価	取組み結果		制度運用	制度運用	制度運用		
	R4年度に取り組んだ内容		2団体2事業が行われ、地区にとらわれない、市民活動団体への支援ができました。				
	R4年度における所属長の評価		コロナ禍ではありましたが、2団体2事業の採択となり、市民活動団体への支援が図られました。				
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など		新規の活用団体を増やすため、制度の周知方法を検討します。				
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み		継続した取組みとして、公益的な活動を実施する市民活動団体に制度の利用を促します。				

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	<p>①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。</p> <p>②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。</p> <p>③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。</p>					
	取組み	小学生、中学生、高校生を対象とした応急手当の普及啓発 幼児、小学生による一日消防士(防災体験学習会)の開催					
	担当課	消防総務課					
D o 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)・地震体験	応急手当講習 防災講話・災害図上訓練(DIG)・地震体験
	備考						
	現況評価及び今後の方向性	子どもが応急手当講習、防災講話・災害図上訓練(DIG)を受講することで、応急手当の普及、救命率の向上及び防災意識の高揚に大きな効果が期待できます。今後は、少しでも多くの方に受講していただけるよう、これまでに実施していない学校等にも積極的にPRします。					
C h e c k 評価	取組み結果	応急手当講習 防災講話 施設見学	応急手当講習 防災講話 施設見学	応急手当講習 防災講話 地震体験 DIG訓練			
	R4年度に取り組んだ内容	応急手当講習を市内小中学生の229名に対して実施し、防災訓練等では、DIG訓練を11名、地震体験を536名の小中学生に防災講義を織り交ぜ実施しました。これらの講習等で命を守るために「何をしなければいけないのか」、「何ができるのか」を考えていただきました。また、COVID-19感染拡大を防止するために、ソーシャルディスタンスや資器材等の消毒の徹底、会場のCO2測定を行いました。更には自宅でも学べる環境づくりとして、訓練等に関する資料動画を作成し、市の公式ホームページや公式SNSに掲載しました。					
	R4年度における所属長の評価	昨年同様COVID-19の感染防止対策を講じた上で、応急手当講習や防災講話等を実施可能な範囲で実施することが出来ました。消防本部でタブレットを購入したことにより、SNSで訓練の様子等を多くの人に周知することが出来ました。今後は、タブレット端末を利用したリモート開催でも出来る様に準備を進めています。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	次年度COVID-19の感染防止措置の緩和され、各種講習等の開催の増減が未知数であるが、「待ち」の状態ではなく、消防サイドからも声掛けを行い講習等の開催を促していきます。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	自宅で学習できる環境を充実させるために、昨年度に引き続き、資料動画作成、市の公式ホームページや公式SNSにアップしていきます。また、講習会の開催についてはeランニングの活用に加え、リモートによる開催を提案して対面時間の短縮を図ったり、学校で貸与されているタブレット端末を有効活用ができるように検討していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	<p>①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。</p> <p>②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。</p> <p>③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。</p>					
	取り組み	域学連携事業の推進					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	情報共有及び 財政支援 交付金制度の 創設	情報共有及び 財政支援	情報共有及び 財政支援	情報共有及び 財政支援	情報共有及び 財政支援
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	域学連携協定に基づき、市が抱える地域課題に対し、教員及び学生が地域の課題解消及び活性化に向けた取組みを推進するための支援を行います。					
C h e c k 評 価	取り組み結果	情報共有及び 財政支援 交付金制度の 創設	情報共有及び 財政支援 交付金制度の 有効活用	情報共有及び 財政支援 交付金制度の 有効活用			
	R4年度に取り組んだ内容	<p>各課からの域学連携事業の取りまとめを行い、各学校との連携を推進しました。</p> <p>また、域学連携推進事業交付金を申請があり、市内2高校での活動に活用されました。新たな特産品開発に繋がる交付金の活用もありました。</p> <p>さらに、令和4年度に発足した学生のまちづくりグループ「瑞浪市役所 ミライ創るまい課」では、若者が進んでまちづくりに参画し、まちに“にぎわい”を創出することを目指して活動し、市はその支援を行いました。取り組みは大きく3つのチームに分かれて、活動しました。</p> <p>①化石検定チーム:恐竜検定ならぬ、化石検定を日本初、瑞浪市で実施を目指す。②イベントチーム:瑞浪市内外の方を虜にするイベントを企画。③特産品開発チーム:瑞浪市の特産品を開発し、瑞浪市の自慢の名物として定着を目指す。</p> <p>これらの活動の中間の成果発表として②イベントチームが、瑞浪市に映画館がないといったことや市のシティプロモーション動画が令和4年度に完成したことも踏まえ、瑞浪駅前Mビルにて短編映画の傑作を集めた、「ミニ映画祭」を開催しました。③特産品開発チームは、瑞浪駅前の苺びす屋にて、クラフトビール生成の過程で廃棄される麦芽かすを原料とした麦芽パンを製作し、お試し販売をしました。</p> <p>その他にも、岐阜大学や市内の高校・大学と様々な域学連携事業を行いました。</p>					
	R4年度における所属長の評価	<p>域学連携推進事業交付金を市内2高校に交付することができました。域学連携活動にて地域の課題解決・地域活性化などの面で学生ならではの活動に活用され、実際に商品開発にも繋がる活動となりました。</p> <p>また、令和4年度に発足した学生のまちづくりグループ「瑞浪市役所 ミライ創るまい課」では、地域の大人の方々を多く巻き込んだ活動が功を奏し、具体的で、実現可能なレベルでの活動を行っています。3/18には中間の成果発表として、実際に人を呼び込むイベントや、瑞浪の特産品となりうる麦芽パンの試作の発表及びお試し販売など、現実化しています。集大成となる来年度の取り組みが期待されます。</p>					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	さらなる域学連携活動の活発化のため、学校との連携・協議を、より密にしていくことに加え、庁内への域学連携活動の制度や重要性の周知を図ります。また、より幅広い活動の実現のために、地域への周知や協力も仰ぎます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、学生の積極的な参加を促し、面白いと思うこと、やってみたくいことを実現できるよう、あらゆる面で支援し、一緒に活動していきます。こうした活動を通じて、瑞浪市のまちづくり活動が、年齢層問わず、楽しく、活発なものとなることを目標として取り組んでいきます。また次年度はミライ創るまい課として3つのチームが集大成を発表することとなります。①化石検定チームは10/15の化石の日に化石検定のプレテストを実施。②イベントチームは8月末に野外映画祭とタイアップし、ビンゴスタンプラリーなど、親子そろって楽しめるイベントを実施。③特産品開発チームは、8/31の野菜の日に野菜に関する特産品のプレスリリースを行う予定です。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第9条					
	条文見出し	子ども及び若者					
	条文	<p>①子ども(市民のうち、18歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員として尊重され、まちづくりに参加することができます。</p> <p>②若者(市民のうち、18歳以上30歳未満の者をいいます。)は、地域社会の一員としての自覚を持ち、まちづくりへの参加に努めるものとします。</p> <p>③市は、子どもや若者がまちづくりに参加できる環境整備に努めるものとします。</p>					
	取り組み	地域学校協働活動の体制整備					
	担当課	社会教育課・学校教育課・市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	コミュニティ・スクール 一部校区での試験導入	コミュニティ・スクール 一部校区での正式導入	コミュニティ・スクール 一部校区での正式導入	コミュニティ・スクール 一部校区での正式導入	すべての校区で導入
		備 考	みずなみ教育プラン・後期計画 取組内容の具体的な表記				
	現況評価及び今後の方向性	「子どもの成長支援のための学校、家庭、地域の連携強化」を達成するため、各校区における地域学校協働活動の体制整備に取り組めます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	・制度啓発用チラシの全戸配布 ・2校の先進的実践と検証 ・関係団体合会での説明	・先進2校正式発足。 ・隔月啓発回覧発行	・4地区での地域学校協働活動推進員の設置、実践と検証 ・小学校6校において正式発足 ・隔月広報みずなみに啓発記事を掲載			
	R4年度に取り組んだ内容	<p>・稲津小学校、釜戸小学校、日吉小学校の3校について、地域学校協働活動推進員を設置しました。地域学校協働活動を核として、地域と学校が同じ立場で子どもを育てていく実践を積み上げました。教育委員会として、学校運営協議会に参加をし各校実践の支援をしました。</p> <p>・土岐小学校、陶小学校、稲津小学校、明世小学校、日吉小学校、釜戸小学校の6校において、正式に学校運営協議会を設置しました。地域学校協働活動を核に、地域と学校が同じ立場で子どもを育てていく実践を積み上げました。教育委員会として、学校運営協議会に参加をし各校実践の支援をしました。</p> <p>・瑞浪小学校、瑞浪中学校、瑞浪北中学校の3校について、地域の方と協議したり学校運営協議会準備会へ参加をしたりし、正式発足に向けた支援をしました。</p> <p>・隔月で、制度啓発用の記事を広報みずなみに掲載しました。</p>					
	R4年度における所属長の評価	<p>・地域学校協働活動推進員の活動内容については、該当地区の推進員に研修を勧めたり、学校運営協議会の中で推進員の活躍を広めたりすることができました。</p> <p>・地域の学校運営協議会及び地域学校協働活動について、資料を作成し、協議会にて説明することで、地域の関係者に理解を深めることができました。</p> <p>・スケジュールの取組内容に沿って学校運営協議会の設置及び設置に向けての準備を進めることができました。</p> <p>・地域の学校運営協議会設置への理解を得るために、準備会に参加したり、広報みずなみに記事を掲載することができました。</p>					
A c t 改 善 P l a n 次 年 度 計 画	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	<p>・各地区の地域学校協働活動推進員の活動が円滑に進むように支援します。</p> <p>・瑞浪南中学校での学校運営協議会及び地域学校協働活動推進員の在り方を学校と確認しつつ、設置に向けた取組を進めます。</p>					
	次年度における具体的取組み	<p>・地域学校協働活動推進員協議会を開き、各地区の推進員の活動について伴走支援を進めます。</p> <p>・新たに発足する瑞浪南中学校について伴走支援（学校運営協議会へ参加、支援する）を進めます。</p> <p>・協働活動の取材、広報活動(市広報に隔月で情報を掲載し周知)を行います。</p> <p>・全ての学校に設置できた後には、全体を把握し、必要な支援を随時行っていきます。</p>					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取組み	夢づくり市民活動補助制度の運用(再掲あり 第9条・第10条)					
	担当課	市民協働課					
D o 行動計画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	市内で公益的な市民活動(まちづくり活動)を行う団体に対する支援として、市民活動補助制度の運用を継続します。					
C h e c k 評価		取組み結果	制度運用	制度運用	制度運用		
	R4年度に取り組んだ内容	2団体2事業が行われ、地区にとらわれない、市民活動団体への支援ができました。					
	R4年度における所属長の評価	コロナ禍ではありましたが、2団体2事業の採択となり、市民活動団体への支援が図られました。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	新規の活用団体を増やすため、制度の周知方法を検討します。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	継続した取組みとして、公益的な活動を実施する市民活動団体に制度の利用を促します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取組み	市民活動補償保険制度の運用(再掲あり 第7条・第8条・第10条)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用	制度運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会、まちづくり推進組織などの市民活動に対し、安心して取り組める環境を整備するため、市民活動補償制度の運用を継続します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	制度運用	制度運用	制度運用		
	R4年度に取り組んだ内容	制度のPRとして、各区長会での説明、広報みずなみ(6月号)、市ホームページ、自治会ハンドブックQ&Aへの掲載や、チラシの配布を行いました。さらなる公益活動の活性化に向け、R4年度からは公益的な活動へ向かう合理的な経路上での自転車による事故の損害賠償などについて補償範囲となるよう制度拡充を行いました。					
	R4年度における所属長の評価	自治会活動など市民活動中の万一の事故に対する保険として利用が図られています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	自治会の役員は毎年変更となるため、継続的な周知が必要です。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	継続的な取組みとして、各区長会での説明、広報みずなみ、市ホームページ、自治会ハンドブックQ&AによるPRを行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取組み	まちづくり活動拠点施設の活用(再掲あり 第7条・第8条・第10条)					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用	施設運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	自治会及びまちづくり推進組織の支援のため、夢サポ及び各コミュニティーセンターを拠点施設として運用します。 自治会及びまちづくり活動の情報発信の場として、各拠点施設を活用します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	施設運用	施設運用	施設運用		
	R4年度に取り組んだ内容	夢サポ及び各コミュニティーセンターに設置したマガジンラックや掲示ボードを活用し、各地区まちづくり推進組織が事業成果報告やイベントなどの情報発信を行いました。また、域学連携活動とまちづくり推進組織が連携したまちづくり活動についてもポスターやチラシを置いて来庁者に向けて発信しています。					
	R4年度における所属長の評価	各地区のまちづくり活動の様子などが掲示ボードでお知らせされており、来庁者が各地区のまちづくりの情報を取得できています。また、夢サポは瑞浪、土岐、明世の3地区を中心に、各種打合せ・会合に利用されており、まちづくりの拠点施設として認知されてきています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	さらなる情報発信のため、目に留まる情報発信の方法を検討します。また、印刷物に留まらず、動画などの情報発信など、夢サポや各コミュニティーセンターとの連動ができるような運用も検討します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	ホームページにて「夢サポの広場」の周知を図るとともに、引き続き事業成果報告やイベント情報など最新の情報を紹介することで、訪れる市民の方に興味・関心を持ってもらえるよう運用します。また魅力的な動画やポスター等の作成等についても各地区と協働し、効果的な発信方法を検討します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第10条					
	条文見出し	市民活動団体					
	条文	ボランティア団体、特定非営利活動法人その他市内で自主的に公益活動を行う市民活動団体は、まちづくりに関する活動において、行政から支援を受けることができます。					
	取組み	公共施設維持管理里親制度の運用(道路・河川・公園)					
	担当課	土木課・都市計画課					
D。 行動計画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	公共施設里親活動の推進	公共施設里親活動の推進	公共施設里親活動の推進	公共施設里親活動の推進	公共施設里親活動の推進
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	市道や河川、公園などの維持管理を図り、きれいな地域づくりを目指して公共施設里親活動を推進していきます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	・里親活動に必要な物資等の提供	・里親活動に必要な物資等の提供	・里親活動に必要な物資等の提供			
	R4年度に取り組んだ内容	これまで里親登録をいただいている団体に、継続的な維持管理に関する取組をお願いすると同時に、登録団体の拡大に努めました。また、公共施設維持管理里親制度実施要綱に基づいて、団体に資機材等の支給及び貸出を行いました。					
	R4年度における所属長の評価	市内の道路・河川や都市公園において里親登録をいただき、公共施設の維持管理を図るとともに、きれいな街づくり、地域づくりを地域団体の協力を得ながら推進することができました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	新規の活用団体を増やすため、制度の周知を強化します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	連合自治会やホームページ等を活用して里親募集等のPRを行います。平成30年度に開催した里親制度のあり方についての検討委員会の検討内容をもとに、引き続き制度等の拡充を検討していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

条数		第11条					
条文見出し		議会の役割と責務					
条文		<p>①議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される議事機関として、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。</p> <p>②議会は、行政運営が適正に行われるよう調査及び監視機能を十分に発揮し、政策立案機能の充実に努めます。</p> <p>③議会は、保有する情報及び議会活動を市民に公開し、市民が市政について考え、判断する材料を提示するよう努めます。</p>					
取組み		議会活動の充実及び情報発信					
担当課		議会事務局					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行 議員間討議規程の 制定検討	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行
		備 考					
	現況評価及び今後の 方向性	議会基本条例に基づき、毎年、議会報告会を開催し、市民との意見交換を行い、市民の思いを市政へ反映できるよう努めています。また、毎年、各議員が市民目線に立ち、決算に係る事業評価を実施し、行政運営をチェックしています。さらには、議会広報紙を発行し、議会活動を市民に公開しています。引き続き、開かれた議会として、市民意見の収集、市民への議会活動の公開に努めていきます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 若者の市議会への意識調 査 事業評価実施 議会広報紙発行	議会報告会開催 事業評価実施 議会広報紙発行 議員間討議に 関する申し合わせ 事項適用			
	R4年度に取り組んだ内容	<ul style="list-style-type: none"> 議会報告会は、市内8地区において、令和4年度に総合計画特別委員会にて検証した「第6次瑞浪市総合計画」の進捗状況を報告させていただくとともに、令和6年度からスタートする予定の「第7次瑞浪市総合計画」の策定に向けて「協働のまちづくりの課題と展望」をテーマにワークショップを行いました。ワークショップでは、多くの市民の皆さまと意見交換をすることができ、「協働」に対する課題や解決策、市議会へのご要望など、大変貴重なご意見やご提言をいただくことができました。 議会基本条例に基づき、各議員が市民目線に立ち、主要事業の決算に係る事業評価(10事業)を実施し、行政運営をチェックしました。 議会の模様を広く市民等に伝えるため、議会広報誌「議会ちゃんねる」を年4回発行して全戸配布するとともに、議会報告会における市民の感じる協働の課題と解決策、ご意見などを掲載することができました。 議会改革の一環として、議会において審議すべき議案等の問題点を浮き彫りにし、さまざまな観点から論点を整理し、議員間の理解を深め、合意形成に努めることを目的とした「議員間討議」を試行し、制度化しました。 					
	R4年度における 所属長の評価	本年も、市民目線による市の主要事業の効果的な評価を実施することができたと考えます。また、コロナ禍においても市民に開かれた議会を進めるため、議会報告会を市内8地区において開催して多くの市民と意見交換をすることができ、ご意見やご提言をいただいたことは、大きく評価できると考えます。今後も、開かれた議会を進める取組みを継続し、情報発信に取り組んでいく必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見 直す内容・改善す る内容など	多くの若い世代が市議会の活動に興味を示していないことが課題となっているため、若い世代のニーズに合った議会活動の周知方法を研究していきます。また、議会の模様を市民に分かりやすく伝えるため、議会広報紙の紙面内容を随時見直していきます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における 具体的取組み	<ul style="list-style-type: none"> 議会報告会は、引き続き市民参加型で行うとともに、多くの若い世代が参加できるなど幅広い世代の市民と意見交換できるような方法を検討します。また、市民の意思が市政に反映されるよう努めるとともに、市民が市政について考える機会を作り、市民に開かれた議会を進めます。 事業評価は、引き続き議員全員による主要事業の評価を市民目線で行うとともに、効果的な事業の実施につなげます。 議員間討議により審議過程や審査過程における議論の活性化を図るとともに、議会の活動を幅広い世代に周知できる有効な手段を検討します。 					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	行政手続条例の適正な運用					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	職員向け研修	職員向け研修	職員向け研修	適正な運用	適正な運用
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	行政不服審査法に基づく審査請求に対応するための体制を整備し、行政運営における公正の確保と透明性を図ります。					
C h e c k 評 価	取組み結果	審査請求への適切な対応	審査請求への適切な対応	審査請求に対する適切な体制整備			
	R4年度に取り組んだ内容	行政不服審査法に基づく審査請求は令和4年度はありませんでしたが、関係職員で制度理解を深める等、審査請求に対応できる体制を整えています。					
	R4年度における所属長の評価	審査請求に対する体制を整えることができています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	情報収集を継続し、行政手続条例とも整合を取った総合的な体制を作ることが必要です。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	情報収集を継続し、行政手続条例との整合も検討していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	行政改革の促進と評価					
	担当課	企画政策課					
D 行動計画	スケジュール 取組み	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	・第6次行政改革大綱策定 ・改革の推進	・改革の推進	・改革の推進	・改革の推進 ・第7次総合計画に包含	・改革の推進
		備考					
	現況評価及び今後の方向性	第5次瑞浪市行政改革大綱の基本方針「行政の質の向上」を今後も連続と継続していくことの重要性を踏まえ、推進期間を第6次瑞浪市総合計画の計画期間に合わせ令和5年度まで3年間延長しました。これまでの独立型に行政改革大綱は策定せず、次期総合計画に包含する形で一体的に整備します。					
C heck 評価	取組み結果	・第5次行政改革大綱策定の変更版として作成 ・改革の推進	・改革の推進	・改革の推進			
	R4年度に取り組んだ内容	第5次行政改革大綱に係る具体的行動計画について、内部評価とともに行政改革審議会により外部の視点から評価をしていただきました。評価の結果については、庁内で共有し、次年度の取組み方針として取り組んでいくこととしました。 進捗管理等の業務量の軽減を図り、より統制力を高める手段として、次期行政改革大綱は策定せず、総合計画の中で行政改革を包括的に推進することとし、第5次行政改革大綱の変更版として、令和5年度までの期間延長として推進しています。 令和3年度に整備した事務用端末の無線LAN環境やタブレット端末を使用したペーパーレス会議を実施し、令和2年度の実績と比較し、コピー用紙の使用枚数を14%、トナー等の購入費用を6%削減しました。					
	R4年度における所属長の評価	第5次行政改革大綱の行動計画の1つである「外部の視点による評価の推進」について、行政改革を対象に実施しました。引き続き、基本方針である「行政の質の向上」を目指し、行政改革の取組みを進めます。 とりわけ、事務の効率化と市民サービスの向上に資するDXの拡充に向け、課題を整理します。					
A ct 改善 Plan 次年度計画	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	行政改革大綱に係る具体的行動計画について、目標・実績欄に「実施」「施行」と記載されている事業が散見されるため、できる限り具体的な方策や数値を用いるよう努めます。					
	次年度における具体的取組み	引き続き令和4年度の具体的行動計画の取組み実績について、内部評価及び外部評価を実施し、評価をもとに行政改革の着実な進行を図るとともに全庁的な取組みによる改革を推進します。 また、令和3年度中に「行政DX推進に伴う経常経費削減の取組方針」を策定し、令和4年度より施行しましたので、本方針に基づきペーパーレス化等の取組みを全庁的に推進していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	施策評価・事業評価					
	担当課	企画政策課					
D 。 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み の ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	実施	実施	実施	実施	実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度から令和5年度までを計画期間とする第6次瑞浪市総合計画について、中間年度である平成30年度には、後期基本計画を策定しました。また、令和元年度には、第2期瑞浪市版総合戦略を策定しました。これら施策について、各年度の実績値等から内部評価、外部評価による効果検証を行い、より効果的な施策・事業を各課等が提案できるような形で、PDCAサイクルを働かせていきます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	実施	実施	実施		
	R4年度に取り組んだ内容	平成30年度に策定した後期基本計画に基づき、施策ごとの成果指標(数値目標)をとりまとめるとともに、実績・課題・次年度取組を整理し、施策ごとの進捗管理を行いました。施策評価については、ホームページで公表しています。 また、第5次行政改革大綱に係る具体的行動計画について、内部評価とともに行政改革審議会により外部の視点から評価をしていただきました。評価の結果については、庁内で共有し、次年度の取組み方針として取り組んでいくこととしました。					
	R4年度における所属長の評価	総合計画に掲げる目標事項を達成するべく、事業の評価及び施策ごとの評価を行い、進捗状況の管理を行いました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	引き続き、後期基本計画に基づき、事業の評価及び施策ごとの評価、進捗管理を行います。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	事業単位の評価、施策ごとの評価については、例年通り評価を実施します。 また、各施策の施策評価・事業評価については、外部委員を含む委員会により行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	補助金等評価					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み 内 容	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	実施	実施	実施	実施	実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	補助金等評価については、まち・ひと・しごと創生法が制定されて以来、1次評価を補助金等の評価としています。瑞浪市版総合戦略に掲載している施策事業については、補助金事業を含めて外部評価を行うこととしています。引き続き、国・県の動向に注視し、適切な評価を行います。					
C h e c k 評 価	取組み結果	実施	実施	実施			
	R4年度に取り組んだ内容	瑞浪市版総合戦略の事業のうち、国の「地方創生関係交付金」を活用した事業などについて、外部委員による評価を実施しました。					
	R4年度における所属長の評価	まち・ひと・しごと創生法が制定されて以来、補助金等の評価は1次評価としていますが、令和2年度から令和5年度までを対象期間とする「第2期瑞浪市版総合戦略」に掲載している事業については、補助金事業を含めて外部評価を行いました。引き続き、国・県の動向に注視し、適切な評価を行います。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	令和元年度に策定した「第2期瑞浪市版総合戦略」に基づき、補助金事業を含めて内部評価、外部評価を実施し、必要な見直しを図ります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	補助金・交付金について、所管課による1次評価を行うとともに、総合戦略掲載事業については、外部評価を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第13条					
	条文見出し	執行機関の役割と責務					
	条文	①執行機関は、公正、誠実、迅速に行政活動を実施します。 ②執行機関は、市民の意思を的確に把握するとともに、常に市民の立場に立ち、効率的かつ効果的に行政活動を行います。					
	取組み	市民アンケートの実施					
	担当課	企画政策課					
D o 行動計画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	実施	実施	実施	実施	実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	第6次瑞浪市総合計画の進捗状況を管理するための指標の一部を、市民の皆さんの満足度による指標としています。したがって、計画期間内は毎年度、市民アンケートを実施し、市民の皆さんの満足度による指標の現状値を把握しています。各課等が計画策定の際に当該指標について目標を達成できるように、実効性のある施策を各課等に促していきます。令和6年度からスタートする第7次瑞浪市総合計画においても同様のアンケートを実施していきます。					
C h e c k 評価	取組み結果	実施	実施	実施			
	R4年度に取り組んだ内容	市民アンケートを実施し、結果については、経年比較による分析を行うなど、アンケート結果を市政運営に反映できるよう努めました。また、回収率向上の取組みとして、令和元年度に送付封筒のデザインを親しみやすいものに変更したこと、また、令和2年度より対象者(1,000人の無作為抽出)の年齢を20歳から18歳に引き下げたこと、令和4年度からWeb回答を取り入れたことなどの工夫により、平成30年度の回収率は35.7%でしたが、令和元年度には42.9%、令和2年度は44.7%、令和3年度は44.5%、令和4年度は46.8%と向上し、安定しています。					
	R4年度における所属長の評価	市民アンケートによる市民満足度調査結果は第6次総合計画の達成度指標であり、毎年、実施して経年比較していきます。平成30年度に策定した後期基本計画に基づき、今後も、指標となる市民アンケートを実施し、市民の皆さんの満足度による指標の現状値を把握していきます。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	市民1,000人以上(無作為抽出)を対象に市民アンケートを行い、その結果については各課に周知の上、施策評価に活かしていきます。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、第6次瑞浪市総合計画の評価指標となっている市民満足度調査を市民アンケートを通して実施します。市民アンケート結果については、施策に反映できるように検討します。今後は、回収率の向上のため、経年比較している部分を除いた設問数の精査を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	情報公開条例の適正運用					
	担当課	総務部総務課					
D 。 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR	職員向け研修会 市広報でPR
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	情報公開制度の適正な解釈、運用等に努めるため、毎年研修会を実施しています。今後も引き続き研修会を実施し、職員等の意識啓発を図ります。					
C h e c k 評 価	取組み結果	・新規採用職員を対象とした研修を実施 ・広報5月15日号掲載	・新規採用職員を対象とした研修を実施 ・広報6月1日号掲載	・研修会を実施(2日) 119人が受講 ・広報6月1日号掲載			
	R4年度に取り組んだ内容	令和2年度及び令和3年度は感染症まん延防止の観点から対面での研修を中止していましたが、令和4年7月に、弁護士を講師に招いて情報公開及び個人情報保護研修会を開催しました。また、広報に制度概要と前年度の請求状況を掲載し、制度周知を行いました。					
	R4年度における所属長の評価	開催方法を工夫して情報公開に関する研修会を行い、職員に制度周知の徹底を図ることができました。情報公開請求に対しては、担当課と連携し、適切に対応しています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	公正で開かれた市政の実現を図るため、適切な文書管理を徹底する必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	弁護士を講師に迎え、新入職員、過去4年間受講していない職員及び教職員向けの情報公開及び個人情報保護制度研修会を実施します。また、市広報での制度周知に努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	個人情報の適正管理					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会	職員向け研修会
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	個人情報保護制度の適正な解釈、運用等に努めるため、毎年研修会を実施しています。今後も引き続き研修会を実施し、職員等の意識啓発を図り、市民の個人情報の適正管理に努めます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	・新規採用職員を対象とした研修を実施	・新規採用職員を対象とした研修を実施	・研修会を実施(2日) 119人が受講			
	R4年度に取り組んだ内容	令和2年度及び令和3年度は感染症まん延防止の観点から対面での研修を中止していましたが、令和4年7月に、弁護士を講師に招いて情報公開及び個人情報保護研修会を開催しました。マイナンバー制度の情報収集に努め、事務に滞りがないように取り組みました。実務に当たる職員は、eラーニングの受講を通じて制度の重要性や適切な取扱いについて理解を深めました。また、マイナンバーの安全管理措置について、内部監査を実施しました。					
	R4年度における所属長の評価	個人情報保護及びマイナンバーの取扱いについて体制を整え、適正に運用しています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	マイナンバー制度の情報収集に努め、事務に滞りがないようにする必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	弁護士を講師に迎え、新入職員、過去4年間受講していない職員及び教職員向けの情報公開及び個人情報保護制度研修会を実施します。担当職員に対しeラーニングによるマイナンバー制度学習の機会を提供します。併せて、マイナンバーの安全管理措置について、引き続き情報収集に努め、内部監査を実施し、適正に取り扱われるよう取り組みます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	文書管理規程の運用					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	適正な運用の周知	適正な運用の周知	適正な運用の周知	適正な運用の周知	適正な運用の周知
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	文書管理規程の徹底について、職員に随時通知し、適正な運用を図ります。					
C h e c k 評 価	取組み結果	文書管理規程の適正な運用の周知	文書管理規程の適正な運用の周知	文書管理規程の適正な運用の周知			
	R4年度に取り組んだ内容	職員に対し、文書管理の徹底について通知しました。 また、個人番号を含む文書の取扱いについて、安全管理措置について内部監査を実施しました。					
	R4年度における所属長の評価	個人番号を含む文書の取扱いについて、施錠のできるキャビネットでの保管等、適正な管理方法に基づいて運用されています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	公正で開かれた市政の実現を図るため、適切な文書管理を徹底する必要があります。 特に個人番号を含む文書の取扱いについて、安全管理措置を徹底します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	適切な文書管理、特に個人番号を含む文書について施錠のできるキャビネットでの保管等の文書管理や取扱方法について、職員に随時通知して徹底していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	会議公開の基準運用					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	ス ケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	適正な運用	適正な運用	適正な運用	適正な運用	適正な運用
		備 考					
現況評価及び今後の方向性	附属機関等の会議の公開は、瑞浪市附属機関等に関する基本方針に基づき、原則として公開としています。引き続き、適正な管理運用に努めます。						
C h e c k 評 価	取組み結果	運用の確認	運用の確認	運用の確認			
	R4年度に取り組んだ内容	各課が公開・非公開の判断基準に沿って運用しているか確認と検証を行うとともに、非公開の場合には非公開の理由も併せてホームページで公表しました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面会議により開催される会議についても、書面会議で開催されている旨をホームページで周知し、市民が会議の開催状況を把握できるよう努めました。					
	R4年度における所属長の評価	市民協働の観点から、会議の公開・非公開について、積極的な情報提供を行うことが重要です。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	各課が公開・非公開の判断基準に沿って運用しているか継続的な確認と検証が必要です。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、各課が公開・非公開の判断基準に沿って運用しているか確認と検証を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	広報、ホームページの運用指針管理					
	担当課	企画政策課					
D 。 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	・広報発行 ・新ホームページの運用開始 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し	・広報発行 ・ホームページの運用 ・SNSの運用を随時見直し
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	【広報】 瑞浪市広報発行規程に基づき、条例や規則など市民に周知して理解を求めもの、行政や財政など一般の事項で市民に周知したいもの、市民生活に必要な情報などを掲載し、12,900部を毎月1日と15日の2回発行していました。令和3年度からは、市民ニーズに応じた情報発信が可能になってきていること、自治会等における広報配布作業の負担軽減を求める意見等を踏まえ、広報発行回数を月1回(1日号)へ変更します。 【ホームページ】 令和元年度にホームページをリニューアルし、令和2年度から運用を開始しました。SNSの運用方法については、随時見直しを行い、効率的・効果的な運用を行います。					
C h e c k 評 価	取組み結果	・広報発行 ・新ホームページの運用開始 ・メルマガ変更	・広報発行 ・AIチャットボットシステムの運用開始 ・SNSの公式アカウント試験運用開始	・広報発行 ・SNSの公式アカウント運用			
	R4年度に取り組んだ内容	【広報】 広報発行規程に基づき、市民に周知したい情報、市民生活に必要な情報などを掲載するとともに、定期的に全地区のまちづくり推進協議会の活動を掲載し、市民への周知に努めました。 【ホームページ】 SNSの公式アカウント(ツイッター、インスタグラム、ユーチューブ)の本格運用を開始しました。					
	R4年度における所属長の評価	【広報】 広報掲載年間計画に沿いながら、計画的かつ効率的に必要な情報が掲載・周知されるよう、各担当課等に働き掛けを行い、さらなる紙面の充実を図ることが求められます。 【ホームページ】SNSの発信内容について、随時見直しを行う必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	【広報】 令和3年度から月1回発行となりましたが、ホームページやSNS等での情報発信の充実を図り、必要な情報が必要な時期に入手できるよう取り組みます。 【ホームページ】 SNSの発信内容については、随時見直しを行い、効率的・効果的な情報配信を行います。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	【広報】 掲載情報の精査、表現方法やレイアウト等、広報紙面の見やすさに配慮しながら、市民への情報発信を継続します。 【ホームページ】 SNSでの情報発信について、効率的・効果的な情報発信となるよう職員への啓発を行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条						
	条文見出し	情報						
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。						
	取組み	情報セキュリティ対策の実施						
	担当課	企画政策課						
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
		取組み内容	・職員向け研修の実施 ・機器の更新	・職員向け研修の実施 ・機器の更新	・職員向け研修の実施 ・機器の更新	・職員向け研修の実施 ・機器の更新	・職員向け研修の実施 ・機器の更新	
		備 考						
	現況評価及び今後の方向性	毎年、セキュリティ研修を実施し市職員の情報セキュリティの意識付けを行っています。今後、個人番号制度開始により一層情報の取り扱いが重要となるため、引き続き機器の更新や職員への研修を行っていきます。						
C h e c k 評 価	R4年度に取組んだ内容	取組み結果	・機器の更新 ・eラーニングによる研修 ・セキュリティチェックの実施	・機器の更新 ・eラーニングによる研修 ・セキュリティチェックの実施	・機器の更新 ・eラーニングによる研修 ・セキュリティチェックの実施			
		R4年度における所属長の評価	情報セキュリティは、最終的には職員一人一人の意識によって決まることになるため、セキュリティチェックによる意識づけを効率的に行うことが必要です。					
		次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	新たなウィルスや外部機関からの脅威に備えるため、機器更新、ソフトウェアのアップデートなどを行い情報セキュリティの向上に努めます。					
A c t 改 善 P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き情報機器、及びネットワーク等について、メンテナンスを行い、安定した運用と情報セキュリティの維持の両立に努めます。また、eラーニング研修等を通して、情報セキュリティに関する継続的な職員教育を行っていきます。						

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第14条					
	条文見出し	情報					
	条文	①執行機関は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 ②執行機関は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 ③執行機関は、市民の個人情報に関する権利を保障するとともに、個人情報を適切に管理します。					
	取組み	出前講座の実施					
	担当課	社会教育課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	実施	実施	実施	実施	実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	瑞浪市の取組みや暮らしに役立つ知識・情報などを説明し、市政への理解を深めていただくとともに、市民の皆さんにとって必要な課題やテーマについて学習する機会を提供します。					
C h e c k 評 価	取組み結果	「生涯学習ガイドブック」の全戸配布	「生涯学習ガイドブック」の全戸配布	「生涯学習ガイドブック」の全戸配布他			
	R4年度に取り組んだ内容	出前講座を含む市内の生涯学習講座等の情報をまとめた「生涯学習ガイドブック」を作成し、広報みずなみに折り込み全戸配布した他、ホームページへの掲載、市内各施設への設置、関係機関への配布等により周知に努めました。前年より4ページ増やし、公民館で活動する登録自主グループや図書館ボランティアの活動状況に係る掲載内容を拡充しました。公民館講座・イベント等の開催情報は、メールマガジン・SNS・ラジオも活用して情報発信を行いました。					
	R4年度における所属長の評価	多様なニーズ、幅広い年代に対応した学習機会を企画するとともに、より多くの人の興味関心を得ることができるような効果的な周知・発信方法の検討が必要です。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	幅広い世代に届くよう情報発信方法を工夫します。開催情報のみでなく、実施の様子がわかる画像や参加者の感想を掲載する等により、集客につながる効果的な紙面・文面となるよう努めます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	出前講座を含む市内の生涯学習講座等の情報をまとめた「生涯学習ガイドブック」を作成し、学習機会に関する情報を提供します。幅広い世代に届くよう情報発信方法を工夫するとともに、参加促進につながるよう掲載紙面の改良に取り組みます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第15条					
	条文見出し	総合計画等					
	条文	<p>①執行機関は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。</p> <p>②執行機関は、総合計画を構成する目指すべき将来の市の姿及びそのための施策を示す基本構想、基本構想の実現に向け基本とする施策とその目標を示す基本計画その他市の施策の基本となる計画の策定及び改廃にあたっては、市民参加の機会を保障します。</p>					
	取組み	基本計画の策定					
	担当課	企画政策課					
D 。 行 動 計 画	スケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	・進捗状況の確認	・進捗状況の確認	・進捗状況の確認	・第7次総合計画策定	・第7次総合計画の開始 ・進捗状況の確認 ・第6次総合計画の総括評価
	備 考						
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度から令和5年度を計画期間とする第6次瑞浪市総合計画に基づき、将来都市像の実現に向け、各分野の施策を推進しています。総合計画は、方針や施策の大綱を定めた基本構想、根幹的事項の施策目標を設定し、基本的指針を示す基本計画、各年度の事業を具体化する実施計画の3階層により構成されています。基本計画については、社会情勢の変化等に基づき、5年を目途に見直しを行います。平成30年度はこの5年の見直しを行い、社会情勢の変化等を踏まえ、平成31年度から令和5年度までを計画期間とする、後期基本計画を策定しました。引き続き、将来都市像の実現に向け、計画を推進していきます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	進捗状況の確認	進捗状況の確認	進捗状況の確認		
	R4年度に取り組んだ内容	第6次瑞浪市総合計画に基づき、事業を推進しました。また、第7次総合計画の策定に向けて、例年行っている地域懇談会（市長と語る会）、市民アンケートのほか、小中学生、企業、市職員アンケート、自治会・まちづくり推進組織ワークショップ（みずなみ”未来”カフェ）、学生ワークショップ（フューチャーセッションinみずなみ）、意見収集ボードによる意見聴取を実施しました。併せて、第6次瑞浪市総合計画の計画期間の9年目にあたる令和4年度に平成26年度から令和3年度までの8年間における各施策の実施状況を踏まえて進捗状況評価を行いました。					
	R4年度における所属長の評価	市民意見の聴取について、様々な手法により実施できました。これらの意見聴取及び進捗状況評価の結果を踏まえ、第7次瑞浪市総合計画の策定を進めます。また、第6次瑞浪市総合計画の計画最終年度となる令和5年度に将来都市像「幸せ実感都市みずなみ」の実現に向け、見直し改善を図ります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	令和4年度に実施した施策の進捗状況評価及び市民意見の聴取結果を第7次瑞浪市総合計画の策定に反映します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	令和6年度開始の第7次瑞浪市総合計画の策定に向け、パブリックコメント等を実施します。並行して第6次瑞浪市総合計画の総括評価の手法等を検討していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第15条					
	条文見出し	総合計画等					
	条文	<p>①執行機関は、将来における本市のあるべき姿と進むべき方向についての基本的な指針となる総合計画を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。</p> <p>②執行機関は、総合計画を構成する目指すべき将来の市の姿及びそのための施策を示す基本構想、基本構想の実現に向け基本とする施策とその目標を示す基本計画その他市の施策の基本となる計画の策定及び改廃にあたっては、市民参加の機会を保障します。</p>					
	取り組み	実施計画の策定					
	担当課	企画政策課					
D o 行動計画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取り組み内容	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング
	備考						
	現況評価及び今後の方向性	実施計画は基本計画に定める基本的方針を達成するために、事業の内容や実施年度を明らかにして、各年度の事業を具体化するものであり、当該年度を含む向こう3年間の事業計画を策定するものです。社会・経済の変動に対応するため、毎年度ローリング方式により策定していきます。					
C h e c k 評価		取り組み結果	計画のローリング	計画のローリング	計画のローリング		
	R4年度に取り組んだ内容	社会保障関係費などの義務的経費の増加や、公共施設の老朽化対策などに伴い、投資的経費をはじめとする政策的な経費の圧迫が見込まれることから、関係部署との連携の上、持続可能な行政運営を目指した実施計画の策定に努めました。					
	R4年度における所属長の評価	実施計画では、具体的な事業の必要性の判断も含めて策定しており、社会・経済の変動に対応する形で持続可能な行政運営を実現していきます。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	瑞浪市公共施設等総合管理計画(平成28年度策定)を国の指針の見直しに合わせて改訂しました。引き続き当計画や再編成プラン、個別施設計画の整合性を図るとともに、行政需要を把握し、持続可能な行財政運営の実現を目指します。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	建設関係部署、財政部署との連携の中で、過度な財政負担とならないように公共施設の更新費用の平準化を図るべく、検討していきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第16条					
	条文見出し	執行機関の組織					
	条文	執行機関は、その組織が市政の課題に的確に対応できるよう、見直しに努めるものとします。					
	取組み	附属機関及び審議会などの在り方の整理					
	担当課	総務部総務課					
D o 行 動 計 画	スケ 取 組 み ユ ー ル	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	適正な運用及び適宜見直し	適正な運用及び適宜見直し	適正な運用及び適宜見直し	適正な運用及び適宜見直し	適正な運用及び適宜見直し
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成28年度に作成した「瑞浪市附属機関等に関する基本方針」に基づき、適正な運用及び適宜見直しを行います。					
C h e c k 評 価		取組み結果	適正な運用	適正な運用	適正な運用		
	R4年度に取り組んだ内容	基本方針及び「附属機関及び懇談会等の取扱いに関する手引き」に基づき、必要に応じて例規整備を行い、附属機関や懇談会等を設置しています。					
	R4年度における所属長の評価	策定した基本方針の運用が適切に行われています。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	策定した基本方針の運用が適切に行われているか引き続き確認します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	策定した基本方針に沿って、今後も必要に応じて附属機関や懇談会等を設置します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第16条					
	条文見出し	執行機関の組織					
	条文	執行機関は、その組織が市政の課題に的確に対応できるよう、見直しに努めるものとします。					
	取組み	柔軟な組織編制					
	担当課	企画政策課					
D。 行動計画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	随時見直し	随時見直し	随時見直し	随時見直し	随時見直し
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度に、第6次瑞浪市総合計画の開始とともに、総合計画を着実に実行できる組織体制を編成するべく組織改正を行いました。主な変更点としては、少子高齢化・人口減少問題に対応し、また、まちづくりをさらに推進するために、当該課題に特化したまちづくり推進部を設置しました。今後も、住民ニーズに対応できるよう、柔軟な組織編制に努めます。また、第7次総合計画策定に合わせ、組織編制の見直しを検討していきます。					
C check 評価		取組み結果	係の整理	係の整理	係の整理		
	R4年度に取り組んだ内容	検討の結果、係の再編は行わず、現行の体制での効率的、効果的な行政運営に努めることとしました。					
	R4年度における所属長の評価	今後も必要に応じた組織再編を実施します。					
A ct 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	第6次総合計画の計画終期(令和5年度)までは大きな組織再編は想定していませんが、第7次総合計画策定に合わせ、組織編制の見直しを行います。					
P lan 次年度計画	次年度における具体的取組み	第7次総合計画策定に合わせ、組織編制の見直しを行います。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取組み	人事評価制度の運用と評価					
	担当課	秘書課					
D 行動計画	スケジュール	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	新任人事評価者研修	人事評価者研修の開催	人事評価者研修の開催	人事評価者研修の開催	人事評価者研修の開催
	備考	新任係長に対する人事評価者研修を実施	3年毎に全ての人事評価者が研修を受講	3年毎に全ての人事評価者が研修を受講	3年毎に全ての人事評価者が研修を受講	3年毎に全ての人事評価者が研修を受講	
	現況評価及び今後の方向性	人事評価を人材育成のための有効な制度とするため、評価者の制度に対する理解を深め、公平・公正な評価能力の向上を図ります。					
C Check 評価	取組み結果	・新任係長を対象に人事評価者研修を実施	・新任係長及び経験者の1/3を対象に人事評価者研修を実施	・新任係長及び経験者の1/3を対象に人事評価者研修を実施			
	R4年度に取り組んだ内容	新規採用職員研修において、人事評価制度の説明を行いました。また、新任係長及び経験のある人事評価者の1/3を対象に、人事評価者研修を実施しました。					
	R4年度における所属長の評価	人事評価制度についての研修を実施し、公平・公正な人事評価の実施を推進することが出来ました。今後も職員研修や説明会を継続的に実施することで、評価を受ける職員の納得性を高めるとともに、制度を人事管理だけではなく、人材育成及び組織のパフォーマンス向上の重要なツールとして効果的に活用します。					
A 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	引き続き、人事評価制度説明会及び研修を実施し、制度への理解を深め、公平・公正な人事評価を推進します。					
P Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	新規採用者研修での人事評価制度の説明を行います。また、新任係長及び評価経験者の1/3を対象に人事評価者研修を実施し、評価者の制度に対する理解を深め、公平・公正な評価能力の向上を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取組み	研修制度の運用と評価					
	担当課	秘書課					
D o 行 動 計 画	スケジュール 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ	研修の周知と受講の働きかけ
	備 考	年度研修計画を策定	年度研修計画を策定	年度研修計画を策定	年度研修計画を策定	年度研修計画を策定	
	現況評価及び今後の方向性	高度化・多様化する市民ニーズを的確に捉え、市民との協働により地域の実情に応じた施策を展開できる職員を育成するため、職員研修計画に基づき、勤続年数、職位、担当業務等に応じた研修の受講を働きかけます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	・研修計画の策定及び各種研修の周知	・研修計画の策定及び各種研修の周知	・研修計画の策定及び各種研修の周知		
	R4年度に取り組んだ内容	職員研修計画を作成し、全職員に対し周知しました。市町村職員研修センターの専門研修、階層別研修を受講させ、専門知識の習得、マネジメント能力、人材育成能力の向上を図りました。新たにチームビルディング研修を開催し、働きやすい職場環境の構築を推進しました。自治大学校に職員1名、全国市町村国際文化研修所に職員3名を派遣し、地方公共団体の業務全般に関する実務的・実践的な知識の習得を図りました。					
	R4年度における所属長の評価	意欲ある職員が積極的に研修を受講できるように、各種研修情報を周知しました。引き続き、職員が意欲を持って研修に参加する職場風土の醸成に取り組んでいく必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	各種研修を通じて、専門知識の習得と市民サービスの向上を図ります。また、職員が持つ力を最大限発揮できる職場環境を実現するため、組織マネジメント力の向上と働きやすい環境の実現に取り組みます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	職員の能力を高め、職務に対する意欲の向上を図るため、職員ニーズを捉え各種の研修を実施します。市町村研修センターが実施する各種研修の情報を周知し、意欲のある職員に研修機会を提供します。また、研修アンケートを実施して講義内容と講師に対する評価を行い、効果的な研修実施に活用します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第17条					
	条文見出し	市の職員の役割と責務					
	条文	①市の職員は、全体の奉仕者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 ②市の職員は、職務に必要な知識の習得及び資質の向上に努めます。 ③市の職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすものとします。					
	取組み	夢づくり地域活動支援室の運用					
	担当課	市民協働課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	支援室の運用 新人職員向け 研修	支援室の運用 新人職員向け 研修	支援室の運用 新人職員向け 研修	支援室の運用 新人職員向け 研修	支援室の運用 新人職員向け 研修
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	まちづくりへの参加を促すため、全職員を夢づくり地域活動支援室の行政連絡員として配置します。また、新規採用職員に対しては「まちづくり基本条例」の研修を行い、職員も地域の一員であることの認識を深めます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	支援室の運用 新人職員向け 研修	支援室の運用 新人職員向け 研修	支援室の運用 新人職員向け 研修			
	R4年度に取り組んだ内容	夢づくり地域活動支援室に、区長会及びまちづくり推進組織の活動を支援する区長会支援職員及びまちづくり支援職員を配置しました。また、広報配布や地域と行政のパイプ役となるよう全職員を行政連絡支援職員として配置することにより、行政と地域(市民)が協働でまちづくりを展開していく体制を構築しました。 また、各コミュニティーセンターにおいて、定期的に地区支援総括と支援職員の活動についてのヒアリングを行いました。					
	R4年度における所属長の評価	全職員を各地区の行政連絡職員として配置することにより、職員のまちづくりに関わる意識の向上につなげています。また、新人職員に対して、「まちづくり基本条例」の研修を行い、条例の理念や意義を学んでもらうとともに、自身が地域の一員であることを深く認識してもらいました。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	協働のまちづくり推進のため、引き続き支援体制を継続していきます。 適正な支援職員の配置体制を確保していく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、各地区に支援職員を配置することで市民と行政の協働のまちづくりを推進します。職員に対しても各地区の行事予定などの情報発信をしていきます。引き続き、支援職員の活動は各地区の支援総括が把握・管理し、市民協働課と共有します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	パブリックコメント制度の運用					
	担当課	企画政策課					
D. 行動計画	スケジュール 取組み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	パブリックコメント制度は、市が実施する重要な計画・指針の立案段階において市民の皆さんのご意見をいただく制度であり、市政参加の重要な機会となります。今後も引き続き、市民の皆さんの声を計画・指針に盛り込むことによって協働のまちづくりを進めてまいります。					
C check 評価		取組み結果	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR	パブリックコメント制度のPR		
	R4年度に取り組んだ内容	この制度を市民等の皆さんに認知していただけるよう、広報及びホームページで制度を紹介しています。令和4年度は9件のパブリックコメントを実施しました。各案件について、アクセス数や意見数に偏りが見られます。また、庁内の運用については改めて周知を行うとともに、チェックリストを作成し進行管理を行いました。					
	R4年度における所属長の評価	パブリックコメント制度は、市が計画や条例などを策定する段階で、市民の皆さんからご意見を募集し、それを考慮しながら最終的な案を決定していく制度であり、市民との協働による行政運営に不可欠な手続となっています。引き続き、パブリックコメント制度の適正な運用が重要です。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	パブリックコメントについて、広く意見を募集するために制度の広報を行います。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	各案件に対するアクセス数や意見数の減少に対して、広報やホームページに掲載する内容を分かりやすく周知していきます。いただいた意見に対する市の考え方についても、分かりやすく公表するよう努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	市政直行便制度の運用					
	担当課	企画政策課					
D。 行動計画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR	市政直行便制度のPR
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	本庁舎、各コミュニティーセンター及び公共施設にボックスを設置しているほか、市ホームページに投稿フォームを設けており、年間で平均50件の投書があります。苦情、提案など内容はさまざまですが、市政に反映できるものは反映するなど一定の効果が見られています。今後も、広報等で制度の周知に努めます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	コロナウイルスに関連する直行便が多く、過去5年間で最多の件数となりました。	コロナウイルスに関連する直行便が大半となりました。	広報みずなみ7月号で市政著効便制度について掲載しました。			
	R4年度に取り組んだ内容	広報みずなみやホームページにて、市政直行便制度の周知に努めました。また、いただいた意見に対し、速やかに的確にやりとりができるよう努めました。					
	R4年度における所属長の評価	ホームページ上だけでなく、広報紙面においても「市政直行便」の啓発がなされています。今後も、市民の意見を聞く貴重な手段として、継続的に啓発を行っていく必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	広報紙面等において、市政直行便制度のさらなる周知を図ります。市政直行便の意見を踏まえて市政に反映された事案について紹介します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	市政直行便制度の記事を広報に掲載し、周知を図ります。また、受け付けた意見・要望については、市政に反映された事案を広報みずなみ6月号に掲載予定です。また、市政直行便の内容に応じて、市政に反映させていきます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	地域懇談会等の開催					
	担当課	企画政策課					
D o 行 動 計 画	ス ケ ジ ュ ー ル 取 組 み	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	地域懇談会等を継続的に開催し、市民の皆さんと行政が情報を共有しながら、まちづくりについて幅広く意見交換できる機会を充実させます。					
C h e c k 評 価		取組み結果	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催	地域懇談会等の開催		
	R4年度に取り組んだ内容	開催にあたり、区長会等の会議、市広報、ホームページのほか、市公式SNS (twitter, Instagram) にて周知をしました。 令和4年度の市長と語る会は市内10地区で開催しました。個別開催には、学生と語る会として、市内大学、高校の生徒と意見交換や、瑞浪青年会議所、瑞浪市PTA連合会、瑞浪市青少年育成市民会議との意見交換、さらに経済関連事業者との意見交換を実施しました。 いただいた内容・回答については、担当部署に連絡し、今後の市政運営に反映するよう努めるとともに、ホームページなどで公表しました。					
	R4年度における所属長の評価	市民の皆さんが市政に関心をもつていただくためにも、市政についてわかりやすい資料の作成や市民ニーズの沿ったテーマにすることが重要です。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	地域独自の意見や各年齢層独自の意見を整理するとともに、市民の意見を施策に効果的に反映できるよう努めます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	多くの市民に参加していただけるよう区長会等の会議の場や市広報、ホームページ等で案内します。事前意見のとりまとめ、市側の回答の作成など、懇談会の内容をわかりやすくまとめ、ホームページなどで広く公表します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	公募委員制度の運用					
	担当課	企画政策課					
D。 行動計画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	平成26年度、「一般公募」と「候補者登録」を併用する公募委員制度を制定し、平成27年度から運用しています。これにより、市政参加の機会を保障するとともに、より幅広く多様な意見を取り入れ、市民ニーズを的確にとらえた市政運営を目指します。					
C h e c k 評 価		取組み結果	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集	公募委員制度のPRと募集		
	R3年度に取り組んだ内容	令和4年度は、7回の公募委員選考委員会を実施し、8の委員会等の委員の選考を行いました。また、公募委員制度について、庁内掲示板を通して庁内に周知し、適切な制度の運用を進めました。					
	R3年度における所属長の評価	市民の多様な意見を委員会等が検討する計画に反映させるため、庁内において公募委員の積極的な採用を呼びかけています。平成26年度から市民アンケートの送付対象者に対して、公募委員候補者の登録制度を周知し、候補者への登録を呼びかけ、定着しつつあります。本制度の持続可能性の向上を図るため、適宜見直しを含めた進行管理を行います。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	毎年、期間が終了する登録者や、新たに登録される候補者がいるため、その適切な管理に努めます。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、公募委員制度について、制度周知をするとともに、適切な運用に努めます。また、公募委員制度をより効果的なものとするため、他市の状況を調査しながら、制度の見直しを検討します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	企業・大学等との連携					
	担当課	市民協働課 関係課					
D o 行 動 計 画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	企業・大学等との協定に基づく連携事業の実施	企業・大学等との協定に基づく連携事業の実施	企業・大学等との協定に基づく連携事業の実施	企業・大学等との協定に基づく連携事業の実施	企業・大学等との協定に基づく連携事業の実施
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	市民と行政の協働によるまちづくりを進めるため、企業・大学等との協定を締結し、市民の参加を得ながら協働事業を実施します。					
C h e c k 評 価	取組み結果	企業・大学等との協定に基づく連携事業の実施	企業・大学等との協定に基づく連携事業の実施	企業・大学等との協定に基づく連携事業の実施			
	R4年度に取り組んだ内容	岐阜大学との連携を強め、岐阜大学による地域課題解決等を目的としたワークショップ型授業「フューチャーセンター」を釜戸の平山地区にて開催し平山の15年後を学生と地域住民が一緒になって考えました。また、同じく岐阜大学の地域貢献科目である、上級プログラムが瑞浪市で開催されました。1年を通じて、情報収集、方向性の議論などを経て、瑞浪市での駅周辺再開発における地下通路の重要性に着目し「掘り出せ瑞浪！」と題して、地下通路での人の流れの促進、瑞浪市の魅力再発見、再発掘を目的としたイベントを開催しました。イベント時のアンケート調査や当日の様子など、市としても有効な調査結果の報告を受けました。また、中京学院大学とも「地域活性化プロジェクト」などを通して連携を深めました。					
	R4年度における所属長の評価	連携協定を締結している大学との協働の取組みが活発化されました。さらに域学連携活動の活発化を目指します。また、これまで遠方であり、関りが少なかった岐阜大学と連携が多くなり、今後、新たな大学との更なる連携の可能性を感じます。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	大学との域学連携活動の更なる活発化とともに、地域と企業との橋渡しやコラボレーションを推進します。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	域学連携活動の更なる活発化のみならず、企業との協働活動を推進することによって、産官学連携を目指します。また、企業・団体の社会貢献活動を地域のまちづくりに活かしていくために、その連携強化を図ります。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第18条					
	条文見出し	参加					
	条文	①市は、市政に関する計画の策定及び改廃については、その検討段階から市民の参加を促進します。 ②市は、市政への市民の多様な参加の機会を提供します。					
	取組み	市が委嘱する各種審議会・委員会への女性委員の登用推進					
	担当課	生活安全課					
D 行動計画	スケジュール	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	庁内への啓発と現況調査	庁内への啓発と現況調査	庁内への啓発と現況調査	庁内への啓発と現況調査。参画率数値指標の見直し。	庁内への啓発と現況調査
	備考						
	現況評価及び今後の方向性	市が委嘱する各種審議会・委員会等における女性の参画率は平成31年4月時点で30.8%と、3割をわずかに上回る状況です。まちづくりに関する施策や方針等の決定過程における女性の参画拡大は、市民の意見を公平公正に反映するために非常に重要であることから、女性の参画拡大を進めるよう各種審議会、委員会等を所管する各課等に働きかけます。また令和5年度の『第2次男女共同参画プラン(後期)』の総括時には、達成度に応じて数値指標の見直しを行います。					
C Check 評価	取組み結果	・現況調査 ・庁内への啓発	・現況調査 ・庁内への啓発	・現況調査 ・庁内への啓発			
	R4年度に取り組んだ内容	令和4年6月に各課等へ市が委嘱する各種審議会・委員等における女性委員の数を照会し、現況調査しました。(令和3年度末時点で34.5%) 庁内掲示板及び部課長会議にて、参画率の目標数値を示し、市が委嘱する各種審議会・委員等における女性の登用拡大についての啓発を行いました。 また、連合自治会とまちづくり推進協議会との意見交換会時においても、女性役員の登用拡大についての啓発と協力依頼をしました。					
	R4年度における所属長の評価	計画どおりに取り組むことができました。審議会等における女性委員の参画率は徐々に上がってきています。目標数値を目指し、今後も取組みの継続が必要です。					
A 改善 Plan	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	第2次男女共同参画プラン(後期)の総括評価及び国や県の計画の見直し状況を鑑み、令和6年度を計画初年度とする第3次男女共同参画プラン策定に向けて数値指標の見直しを行い、市が委嘱する各種審議会・委員等における女性の登用拡大について、担当する各課等への啓発を強化します。					
	次年度における具体的取組み	市が委嘱する各種審議会・委員等における女性委員の現況調査と、庁内掲示板を活用した啓発を行うほか、部課長会議や、連合自治会、まちづくり推進協議会等においても、女性委員の登用について依頼します。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第19条					
	条文見出し	住民投票					
	条文	①市長は、市政に関する重要事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 ②前項の条例には、それぞれの事案に応じ、住民投票の実施に関し必要な事項を定めるものとします。 ③議会及び市長は、住民投票が実施された場合は、その結果を最大限尊重します。					
	取組み	住民投票条例の策定研究					
	担当課	市民協働課					
D o 行動計画	スケジュール	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	事例などの情報収集	事例などの情報収集	事例などの情報収集	事例などの情報収集	事例などの情報収集
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	市として住民投票が必要となった場合、速やかに住民投票が実施できるよう、情報収集に努めます。					
C h e c k 評価	取組み結果	事例などの情報収集	事例などの情報収集	事例などの情報収集			
	R4年度に取り組んだ内容	住民投票の実施が必要となる事案はありませんでした。					
	R4年度における所属長の評価	特にありません。					
A c t 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	特にありません。					
P l a n 次年度計画	次年度における具体的取組み	事案に応じて情報収集に努めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第20条					
	条文見出し	市民まちづくり会議の設置					
	条文	<p>①市長は、この条例の実効性を確保するため、市民まちづくり会議を設置し、毎年開催することとします。</p> <p>②市民まちづくり会議は、市長の諮問に応じ、この条例の運用状況を検証し、まちづくりに関する施策等について答申するほか、これらについて提言することができます。</p> <p>③前2項に規定するもののほか、市民まちづくり会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めます。</p>					
	取組み	市民まちづくり会議の設置、運営					
	担当課	市民協働課					
D 行動計画	スケジュール	年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営
		備考					
	現況評価及び今後の方向性	基本条例の運用状況を検証するため、市民まちづくり会議を運営します。また、基本条例に対する各課の取組方針を定め、PDCAサイクルを働かせます。					
C Check 評価	取組み結果	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営	基本条例の運用状況検証、市民まちづくり会議の運営			
	R4年度に取り組んだ内容	昨年からの継続審議として、市民まちづくり会議を開催し、まちづくり基本条例の運用状況について検証し、その結果を市長に答申しました。この答申が、第7次総合計画策定に反映されるよう、企画政策課と答申のタイミングを調整しながら会議を進めました。会議では、市の取組状況を評価するほか、まちづくり全般に対する取組について意見交換を行うなど、条例の運用状況について検証を行いました。					
	R4年度における所属長の評価	会議運営について、市民まちづくり会議委員の提案や意見を採りいれながら検証を進めました。また、第7次総合計画策定に反映されるようなタイミングで、検証結果を答申することができました。					
A 改善	次年度に向けて見直す内容・改善する内容など	市民が主役のまちづくりを推進するため、行政主導の検証のみとするのではなく、委員の提案や意向等も採りいれながら検証を進めます。また、短時間で詳細な取組み内容が分かるよう、資料や会議の開催方法を検討・実行してまいります。					
P Plan 次年度計画	次年度における具体的取組み	引き続き、委員からの提案や意見を採りいれながら、開かれた会議運営を行います。さらに、まちづくり基本条例の見直しが必要かどうか検討を進めます。					

瑞浪市まちづくり基本条例に基づく取組み計画及び評価表

	条数	第21条					
	条文見出し	条例の見直し					
	条文	市長は、5年を超えない期間ごとに前文に掲げられた理念に照らし条例を見直し、必要な場合は改正等の措置を講じます。					
	取組み	条例の見直し					
	担当課	市民協働課					
D 。 行 動 計 画	スケ 取 組 み の 取 組 み 内 容	年 度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		取組み内容	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催
		備 考					
	現況評価及び今後の方向性	条例施行後、5年を超えない期間ごとに見直しを行い、必要に応じて条例の改正等の措置を講じます。					
C h e c k 評 価	取組み結果	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催	見直し検討、 必要に応じ審 議会の開催			
	R4年度に取り組んだ内容	市民まちづくり会議において、基本条例の運用状況の確認を行い、各部署において、取組の評価を実施しました。					
	R4年度における所属長の評価	基本条例の見直しについては、5年を超えない期間ごとに、市民まちづくり会議において検討する必要があります。 引き続き、まちづくり基本条例に照らし合わせた新しい施策・事業実施が提案されるように、各部署に呼びかけを行う必要があります。					
A c t 改 善	次年度に向けて見直し内容・改善する内容など	市民まちづくり会議における検証結果を担当課へ確実に伝えていく必要があります。					
P l a n 次 年 度 計 画	次年度における具体的取組み	引き続き、関係各課においてPDCAサイクルの実践を行うように促します。また、市民まちづくり会議において基本条例の見直しが必要かどうかについて検討を進めます。					